

畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施要領

制定 令和6年12月20日付け6経営第2150号
農林水産省経営局長通知

第1 趣旨

本事業の内容は、畜産生産性向上技術提供体制構築事業補助金交付等要綱（令和6年12月19日付け6経営第2149号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

事業実施主体は、取組主体を通じて、次の取組を行うものとする。

1 畜産生産性向上技術提供体制構築事業

ア 畜産生産性向上技術提供体制構築計画の取りまとめ

取組主体が策定する畜産経営の生産性を向上する獣医師の技術の提供に必要な機器の整備や技術の普及を図るための畜産生産性向上技術提供体制構築計画（以下「構築計画」という。）の取りまとめを行う。

イ 補助金の交付

取組主体に対し、補助金を交付する。

2 畜産生産性向上技術提供体制構築推進事業

1の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等を行う。

第3 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、公募により選定するものとする。

2 募集方法については、農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が公募するものとし、その詳細は経営局長が別に定める公募要領によるものとする。

3 追加公募を実施する場合は、経営局長が別に定める追加公募要領に基づき行うものとする。

第4 取組主体

1 取組主体は、独立行政法人、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合とする。

2 取組主体は、獣医師が所属し、畜産経営の生産性を向上する獣医師の技術の提供に必要な機器の整備及び技術の普及を図る組織とする。

第5 事業への参加要件

本事業への参加要件は次のとおりとする。

（1）本事業に参加する取組主体は、構築計画を策定すること。

（2）（1）の構築計画は、次の要件を満たす計画であること。

ア 本事業で整備する機器を用いて畜産経営の生産性を向上する獣医師の技術を提供する予定であること。

イ アの技術を普及させる成果目標を含むこと。

第6 補助率

本事業の補助率は別表2に掲げるとおりとする。

第7 事業実施の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施計画は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画を策定し、交付等要綱第7第1項に定める交付申請書の提出の際に添付するものとする。
- (3) 交付等要綱第13第1項に規定する計画の変更等を行う場合には、あらかじめ経営局長と変更する事業実施計画を調整の上、交付等要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書の提出の際に添付するものとする。

2 畜産生産性向上技術提供体制構築計画の作成等

- (1) 取組主体は、別記様式第2号により、第5に規定する構築計画を策定し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、取組主体から提出を受けた構築計画（別記様式第2号）を確認し、その指導及び承認を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、取組主体から提出を受けた構築計画を踏まえ、1（1）の事業実施計画を作成するものとする。なお、公募要領に基づき提出し、その内容に変更がない場合は提出を省略することができるものとする。
- (4) 取組主体は、事業実施期間中に交付等要綱別表2に定める重要な変更が生じた場合は、構築計画を速やかに修正し、事業実施主体に修正した計画を提出し、その承認を受けるものとする。

第8 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、別表1から3までに掲げるとおりとする。また、事業の一部を他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業及びそれを要する経費

- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

- 3 次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。

- (1) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
- (2) 事業の期間に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (4) その他当該事業の実施に直接関係のない経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除額（補助対象に含まれる消費税額及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

第9 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。
ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ経営局長の適正な指導を受けた上で、別記様式第3号により、交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を経営局長に提出するものとする。
- 3 経営局長は、事業実施主体が行う1のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に聴取して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。
- 5 1から3までの規定は、取組主体による事業の着手について準用する。この場合において、「事業実施主体」とあるのは「取組主体」と、「別記様式第3号」とあるのは「別記様式第4号」と、「経営局長」とあるのは「事業実施主体の長」と読み替えるものとする。

第10 事業実施状況の報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度の4月末までに別記様式第5号の事業達成状況報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告を取りまとめ、別記様式第6号により交付等要綱第27の事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに経営局長に報告するものとする。

第11 事業の評価

- 1 取組主体は、第5（2）イにより設定した成果目標について、自らの事業の評価を行い、事業完了年度の翌年度の6月末までに、別記様式第7号の事業評価報告書により、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1で報告された事業評価報告書を取りまとめ、別記様式第7号により、事業完了年度の翌年度の7月末日までに経営局長に報告するものとする。
- 3 経営局長は、事業実施主体の点検評価の結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第12 補助金の返還

- 1 経営局長は、取組主体が交付等要綱第5の規定により承認を受けた事業実施計画に定められた取組を行ったと認められない場合又は交付等要綱第21の規定による交付決定の取消がされた場合は、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 1の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情によること

等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

第 13 不正行為に対する措置

経営局長は、事業実施主体又は取組主体に本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正な行為又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第 14 その他

本事業の実施に際し、経営局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日付け 6 経営第 2150 号）

- 1 この要領は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。

別表 1 (補助対象経費)

費目	細目	内容	留意事項
機器整備費		畜産経営の生産性を向上する獣医師の技術を提供するための取組主体における機器の整備に必要な費用	・取得単価が 50 万円以上の機器については、一般競争入札とし、落札者がなかった場合に随意契約とすること。ただし、取組主体の内規等において別に定めがあるときは、この限りではない。 ・補助対象となる機器は別表 3 のとおり。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なウェブページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3 万円未満のものに限る）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	

旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、機器整備費に該当するものを除き、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、落札者がなかった場合に随意契約とすること。ただし、取組主体の内規等において別に定めがあるときは、この限りではない。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務に係る人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別表 2（補助率）

事業内容	補助対象経費	補助率
1 畜産生産性向上技術提供体制構築事業		
ア 畜産生産性向上技術提供体制構築計画の取りまとめ	畜産経営の生産性を向上する獣医師の技術の提供に必要な機器の整備や技術の普及を図るための畜産生産性向上技術提供体制構築計画の取りまとめに要する経費	定額
イ 補助金の交付	取組主体への補助金の交付に要する経費	定額 ただし、取組主体における機器整備費の補助率は 1 / 2
2 畜産生産性向上技術提供体制構築推進事業	1 の実施に必要な会議、調査等に要する経費	定額

別表 3（補助対象機器）

機器の区分	仕様等
生体検査機器	超音波装置、内視鏡、肺胞洗浄機器、センシング・モニタリング装置等
検体検査機器	血液検査機器、細菌検査機器、安全キャビネット、PCR 装置、飼料分析機器、分析用ソフトウェア 等
繁殖用機器	採卵用機器、顕微鏡、遠心分離機、クリーンベンチ、インキュベーター、冷蔵冷凍庫、ET 車 等

別記様式第1号（第7の1の（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業の事業実施計画の承認（変更）
申請について

令和○年度において、下記のとおり畜産生産性向上技術提供体制構築事業を実施したいので、畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施要領（令和○年○月○日付け○経営第○号農林水産省経営局長通知）第7の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施計画書」のとおり

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの事業実施計画から変更がないときは、「○月○日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。

3 事業に要する経費及び負担区分

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：事業の一部を他の者に委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの資料から変更がないときは、「○月○日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと（電磁的記録をもって保管することも可）。

別記様式第 1 号 別添

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施計画書

1 事業参加取組主体数 ○箇所

2 取組内容

(1) 本事業により整備する機器

機器の種類	機器の台数	事業費

(2) 技術の普及を図る取組

取組の種類	取組数	事業費

注) 参考資料として取組主体が提出した別記様式第 2 号を添付すること。

別記様式第2号（第7の2の（1）関係）

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業における
畜産生産性向上技術提供体制構築計画

○年○月○日

（事業実施主体の長） 殿

畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施要領（令和○年○月○日付け○経営第○号農林水産省経営局長通知）第7の2の（1）の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 助成対象者

組織名	フリガナ
代表者氏名	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	（電話番号／電子メール）

2 取組内容

（1）本事業により整備する機器

機器の種類	機器の台数	事業費

（2）技術の普及を図る取組

取組の種類	取組数	事業費

3 成果目標

注）成果目標は、事業年度を含む各5年間における、畜産経営の生産性を向上する獣医師の技術の提供を受ける畜産経営体数とすること。

別記様式第3号（第9関係）

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業の補助金交付決定前着手について

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手いたしましたので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定年 月日	完了予定年 月日	理由

注) 届出者が取組主体の場合は、「別紙様式第3号」を「別記様式第4号」に、「事業実施主体名」を「取組主体名」に、「農林水産省経営局長」を「事業実施主体の長」に書き替えること。

別記様式第5号（第10の1関係）

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業 達成状況報告書

○年○月○日

（事業実施主体の長） 殿

畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施要領（令和○年○月○日付け○経営第○号農林水産省経営局長通知）第10の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 助成対象者

組織名	フリガナ
代表者氏名	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	（電話番号／電子メール）

2 取組結果

（1）本事業により整備する機器

機器の種類	機器の台数	事業費

（2）技術の普及を図る取組

取組の種類	取組数	事業費

別記様式第6号（第10の2関係）

年 月 日

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業 実施状況報告書

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施要領（令和○年○月○日付け○経営第○号農林水産省経営局長通知）第10の2の規定に基づき、別添のとおり、事業の実施状況を報告します。

別記様式第 6 号 別添

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施状況報告書

1 事業参加取組主体数 ○箇所

2 取組結果

(1) 本事業により整備する機器

機器の種類	機器の台数	事業費

(2) 技術の普及を図る取組

取組の種類	取組数	事業費

注) 参考資料として取組主体が提出した別記様式第 5 号を添付すること。

別記様式第7号（第11の1及び2関係）

年 月 日

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業評価報告書

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

畜産生産性向上技術提供体制構築事業実施要領（令和○年○月○日付け○経営第○号農林水産省経営局長通知）第11の1及び2の規定に基づき、別添のとおり報告します。

別記様式第7号 別添

令和○年度畜産生産性向上技術提供体制構築事業評価報告書

取組主体	成果目標	成果目標の達成率 (%)	備考